

平成30年 業種別労働災害発生状況

(平成30年10月末現在)

室蘭労働基準監督署

区分 業種別	平成30年			平成29年同期			対前年		業種割合	平成29年確定値		
	死亡 []内は 転倒災害	休業 []内は 転倒災害	合計 []内は 転倒災害	死亡 []内は 転倒災害	休業 []内は 転倒災害	合計 []内は 転倒災害	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計	4	173 [64]	177 [64]	5	163 [54]	168 [54]	9	5.4	100.0	6	224	230
製造業	2	20 [4]	22 [4]	1	35 [5]	36 [5]	-14	-38.9	12.4	1	41	42
食料品	1	8 [3]	9 [3]		8 [3]	8 [3]	1	12.5	5.1		12	12
木材木製品					1	1	-1	-100.0			1	1
窯業・土石		1	1		3 [1]	3 [1]	-2	-66.7	0.6		3	3
鉄鋼業	1	6 [1]	7 [1]	1	5	6	1	16.7	4.0	1	5	6
金属・機械		3	3		5	5	-2	-40.0	1.7		5	5
輸送用機械		2	2		3	3	-1	-33.3	1.1		4	4
その他の製造業					10 [1]	10 [1]	-10	-100.0			11	11
鉱業・土石採取業								-				
建設業	1	22 [3]	23 [3]	1	21 [4]	22 [4]	1	4.5	13.0	2	31	33
土木工事業		5	5	1	8 [2]	9 [2]	-4	-44.4	2.8	1	10	11
建築工事業	1	14 [3]	15 [3]		11 [2]	11 [2]	4	36.4	8.5	1	18	19
木造建築業		1	1		2	2	-1	-50.0	0.6		3	3
その他の建設業		2	2				2	-	1.1			
道路貨物運送業		12 [2]	12 [2]	1	16 [4]	17 [4]	-5	-29.4	6.8	1	22	23
その他の運輸業		9 [6]	9 [6]		5 [1]	5 [1]	4	80.0	5.1		6	6
陸上貨物取扱業								-				
港湾運送業		1	1		1	1			0.6		1	1
林業				2	1	3	-3	-100.0		2	1	3
漁業		3	3		2	2	1	50.0	1.7		2	2
卸売・小売業		35 [18]	35 [18]		23 [12]	23 [12]	12	52.2	19.8		33	33
社会福祉施設		13 [6]	13 [6]		10 [5]	10 [5]	3	30.0	7.3		17	17
旅館業		14 [8]	14 [8]		8 [6]	8 [6]	6	75.0	7.9		12	12
清掃業		16 [7]	16 [7]		9 [5]	9 [5]	7	77.8	9.0		14	14
上記以外の事業	1	28 [10]	29 [10]		32 [12]	32 [12]	-3	-9.4	16.4		44	44

本統計は、労働者死傷病報告(休業4日以上)により集計したもので、[]内の数字は、転倒災害の件数で内数です。
 本統計は、速報値であり後日修正されることがあります。
 本統計は、北海道労働局ホームページからダウンロードできます。

- 平成31年2月1日、**墜落制止用器具**(フルハーネス型安全帯)に係る法令が改正されます。**墜落制止用器具に係る説明会**が平成30年12月19日に開催されます。詳しくは**室蘭労働基準監督署**にお問い合わせください。(電話:0143-23-6131)
- **建設工事追い込み期労働災害防止運動**(平成30年10月1日から平成30年12月31日まで)
- 「働き方」が変わります!!
2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます。
- **北海道最低賃金**は、平成30年10月1日から**時間額835円**に改訂されました。



平成30年10月末 死亡労働災害事例

番号	発生日	時刻	業種	事故の型	起因物	災害の状況
1	1	17時台	製造業	墜落、転落	構築物	被災者は、屋外の集積場において、原料を放水により、水路に落とし込む作業を行っていたところ、何らかの要因で水路に転落し、水路を流れている原料に押され、柵と原料との間に挟まり、窒息により死亡したものの。
2	3	8時台	製造業	巻き込まれ	コンベヤー	被災者は、原料破砕設備において、同僚と共に始業前の点検を行っていた。同僚のオペレーターがベルトコンベヤーの可動スイッチを順次入れた際、操作盤に異常が表示されたため、可動スイッチを切って確認に向かったところ、ベルトコンベヤーに挟まれた被災者を発見したものの。
3	8	12時台	官公署	高温との接触	高温環境	被災者は、農業用水路の維持管理業務を行っていた。被災当日の午前中、1人で刈払機を使用して用水路の周りの草刈り作業を行っていたが戻らず、翌日、草むらに仰向けに倒れているところを発見されたが、熱中症により既に死亡していた。当日の気温は23度から26度。
4	9	16時台	建設業	巻き込まれ	建設車両系機械	被災者は、建設物の基礎工事現場において、スコップで基礎杭周囲の土砂の埋戻し作業を行っていたところ、同じく土砂の埋戻し作業を行っていたドラグ・ショベルが後進して轢かれたもの。

平成29年 死亡労働災害事例

番号	発生日	時刻	業種	事故の型	起因物	災害の状況
1	1	11時台	道路貨物運送業	交通事故	トラック	被災者は、トレーラーの積み荷を下ろした後、国道を走行していた際、路面が凍結していたため、スリップして対向車線にはみ出し、対向車線を走行していたトレーラーに正面衝突したものの。 相手方のトレーラーの運転手も膝や肩等を骨折する重傷。
2	2	9時台	鉄鋼業	有害物との接触	有害物	被災者は、製鋼製造工程で発生するダストの無害化処理を行うため、薬品を使用し、作業していたところ、何らかの理由により、別の薬品が混ざり、発生した硫化水素にばく露され、硫化水素中毒(疑い)になり、死亡したものの。
3	4	13時台	林業	激突され	立木等	被災者は、木を伐倒した後、退避していたところ、伐倒した木が跳ねて退避していた被災者に激突し死亡したものの。 なお、伐倒した木(樹高約25メートル)の下敷きになっているところを発見されたもの。
4	4	14時台	建設業	崩壊、倒壊	立木等	被災者は、伐倒する木(樹高約7メートル)にチェーンソーで切り込みを入れた後、木にかけていたワイヤーロープで引いて倒す予定であったため、引く方向とは別の方向に退避していたところ、木がミシミシと音を立てて被災者側に倒壊し接触。外傷性ショックにより死亡したものの。
5	10	10時台	林業	崩壊、倒壊	立木等	被災者は、チェーンソーで立木を伐倒していたとき、近くの立木にかかっていたかかり木が外れ、被災者に激突した。被災者は、木の下敷きになり、全身を強く打ち、多発外傷により死亡したものの。
6	11	11時台	建設業	崩壊、倒壊	階段	被災者は、同僚と建築物の解体工事を行っていたとき、何等か理由で既設の地下1階部のコンクリート製の階段の裏に入場していた際、階段が倒壊した。その下敷きになり外傷性ショックにより死亡したものの。

平成29年 業種別労働災害発生状況

(平成29年確定版)

室蘭労働基準監督署

区分 業種別	平成29年			平成28年			対前年		業種割合	平成27年		
	死亡 []内は 転倒災害	休業 []内は 転倒災害	合計 []内は 転倒災害	死亡 []内は 転倒災害	休業 []内は 転倒災害	合計 []内は 転倒災害	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計	6	224 [79]	230 [79]	5	195 [65]	200 [65]	30	15.0	100.0		197	197
製造業	1	41 [7]	42 [7]		28 [5]	28 [5]	14	50.0	18.3		39	39
食料品		12 [5]	12 [5]		10 [3]	10 [3]	2	20.0	5.2		13	13
木材木製品		1	1		1	1			0.4			
窯業・土石		3 [1]	3 [1]		2	2	1	50.0	1.3		2	2
鉄鋼業	1	5	6		5	5	1	20.0	2.6		7	7
金属・機械		5	5		3 [1]	3 [1]	2	66.7	2.2		7	7
輸送用機械		4	4		1	1	3	300.0	1.7		3	3
その他の製造業		11 [1]	11 [1]		6 [1]	6 [1]	5	83.3	4.8		7	7
鉱業・土石採取業								-			2	2
建設業	2	31 [5]	33 [5]	4	31 [6]	35 [6]	-2	-5.7	14.3		35	35
土木工事業	1	10 [3]	11 [3]	2	10 [3]	12 [3]	-1	-8.3	4.8		11	11
建築工事業	1	18 [2]	19 [2]	1	14 [2]	15 [2]	4	26.7	8.3		15	15
木造建築業		3	3		4 [1]	4 [1]	-1	-25.0	1.3		6	6
その他の建設業				1	3	4	-4	-100.0			3	3
道路貨物運送業	1	22 [5]	23 [5]		16 [2]	16 [2]	7	43.8	10.0		12	12
その他の運輸業		6 [2]	6 [2]		2 [1]	2 [1]	4	200.0	2.6		2	2
陸上貨物取扱業								-			1	1
港湾運送業		1	1				1	-	0.4			
林業	2	1	3		1	1	2	200.0	1.3		1	1
漁業		2	2		1	1	1	100.0	0.9		1	1
卸売・小売業		33 [18]	33 [18]		28 [14]	28 [14]	5	17.9	14.3		33	33
社会福祉施設		17 [9]	17 [9]		20 [10]	20 [10]	-3	-15.0	7.4		15	15
旅館業		12 [8]	12 [8]		11 [7]	11 [7]	1	9.1	5.2		10	10
清掃業		14 [7]	14 [7]		12 [6]	12 [6]	2	16.7	6.1		13	13
上記以外の事業		44 [18]	44 [18]	1	45 [14]	46 [14]	-2	-4.3	19.1		33	33

本統計は、労働者死傷病報告(休業4日以上)により集計したもので、[]内の数字は、転倒災害の件数で内数です。

本統計は、北海道労働局ホームページからダウンロードできます。

- 平成29年の労働災害発生件数の230件は、過去10年間の災害統計の中で、平成20年の250件に次いで多い件数となりました。
- 死亡災害について、全業種で年6件の死亡災害は、過去15年間の統計の中で、平成14年の7件に次いでワースト2位です。
- 平成28年と比較して、転倒災害が大幅に増加しております。(65件→79件)



平成29年 死亡労働災害事例

発生月	時刻	業種	事故の型	起因物	災害の状況
1	11時台	道路貨物運送業	交通事故	トラック	被災者は、トレーラーの積み荷を下ろした後、国道を走行していた際、路面が凍結していたため、スリップして対向車線にはみ出し、対向車線を走行していたトレーラーに正面衝突したものの、相手方のトレーラーの運転手も膝や肩等を骨折する重傷。
2	9時台	鉄鋼業	有害物との接触	有害物	被災者は、製鋼製造工程で発生するダストの無害化処理を行うため、薬品を使用し、作業していたところ、何らかの理由により、別の薬品が混ざり、発生した硫化水素にばく露され、硫化水素中毒(疑い)になり、死亡したものの。
4	13時台	林業	激突され	立木等	被災者は、木を伐倒した後、退避していたところ、伐倒した木が跳ねて退避していた被災者に激突し死亡したものの。 なお、伐倒した木(樹高約25メートル)の下敷きになっているところを発見されたもの。
4	14時台	建設業	崩壊、倒壊	立木等	被災者は、伐倒する木(樹高約7メートル)にチェーンソーで切り込みを入れた後、木にかけていたワイヤーロープで引いて倒す予定であったため、引く方向とは別の方向に退避していたところ、木がミシミシと音を立てて被災者側に倒壊し接触。外傷性ショックにより死亡したものの。
10	10時台	林業	崩壊、倒壊	立木等	被災者は、チェーンソーで立木を伐倒していたとき、近くの立木にかかっていたかかり木が外れ、被災者に激突した。被災者は、木の下敷きになり、全身を強く打ち、多発外傷により死亡したものの。
11	11時台	建設業	崩壊、倒壊	階段	被災者は、同僚と建築物の解体工事を行っていたとき、何等か理由で既設の地下1階部のコンクリート製の階段の裏に入場していた際、階段が倒壊した。その下敷きになり外傷性ショックにより死亡したものの。

平成28年 死亡労働災害事例

発生日	時刻	業種	事故の型	起因物	災害の状況
8	12時台	教育・研究業	墜落・転落	屋根	台風10号の影響により、屋根の一部が剥がれていたため、状況を確認しようと屋根上に上がり移動していたところ、屋根のスレート板を踏み抜き墜落した。頭部を強く打ちつけ、意識不明となっていたが、平成28年9月に死亡したものの。
9	13時台	建設業	激突され	移動式クレーン	被災者は、浮きクレーンのブームを定位置に置くため、船上でフックを仮置きする作業を行っていた。 フックの向きを変えるため、浮きクレーンのブームを下げた際、クレーンの下部に固定していた補巻用のワイヤーロープが緊張し、ワイヤーロープの取付金具が破断。 その反動でワイヤーロープが約30メートル先のフック付近にいた被災者の頭部に当たり、死亡したものの。
11	11時台	建設業	墜落・転落	移動式クレーン	急斜面の維持管理工事において、斜面上で伐木した樹木を移動式クレーンでつり上げ、地上に降ろす作業を行っていた。 被災者は、移動式クレーンでつり上げられた搬器に搭乗し、地上にいる者に合図していたところ、高さ約13メートルから搬器と共に落下し、死亡したものの。
12	10時台	建設業	墜落・転落	車両系建設機械	4階建RC造の解体工事において、被災者は屋根上で解体作業を行っていた。 解体した屋根材を集め、それを解体用つかみ機を使用して地上に降ろしていたとき、屋根上で作業をしていた被害者が約12メートル下の地上に墜落し、死亡したものの。 被害者が安全帯を取り付けていたロープが解体用つかみ機のバケットに引っ掛かったことにより、被災者がバランスを崩したものと推定される。
12	8時台	建設業	墜落・転落	足場	被災者は、タンク内に組まれた足場上で、塗装の準備作業として内壁の結露を拭き取る作業を行っていたところ、足場中心にあった開口部からバランスを崩して約14メートル下のタンク底部に墜落した。 開口部には、手すり等が設けられておらず、被災者は安全帯を着用していなかった。